

2025年7月

宅建ファミリー共済の現状

ANNUAL
REPORT | 2025



宅建ファミリーグループ

INDEX

■ 会社概要	2
■ トップメッセージ.....	2
■ 経営理念・シンボルマークについて	2
■ 宅建ファミリーグループについて	3
■ 当社の概況および組織に関する事項	4
■ 当社の主要な業務の内容	6
■ 当社の主要な業務に関する事項.....	7
■ 当社の運営に関する事項	13
お客さま本位の業務運営に関する基本方針.....	13
内部統制基本方針.....	14
リスク管理態勢	16
法令等遵守(コンプライアンス)の態勢	18
「お客さまの声」の管理態勢.....	18
個人情報保護と取扱い	19
反社会的勢力への対応	22
保険募集について	22
■ 直近の事業年度における財産の状況に関する事項	23

会社概要

名 称	株式会社宅建ファミリー共済 K.K. Takken Family Kyosai
少額短期保険業者登録日	2008年2月4日
登 錄 番 号	関東財務局長(少額短期保険)第12号
資 本 金	1 億円
本 社 所 在 地	〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 住友不動産九段北ビル7階
本 社 代 表 番 号	03(3234)1151
代 表 取 締 役 社 長	笠間 雅夫

トップメッセージ

当社は、約10万社の不動産業者が加盟する宅建協会の会員向け業務支援を目的に設立した少額短期保険業者です。宅建協会会員が行う優良な住宅供給への貢献の一環として、賃貸物件に入居される方の家財や設備・備品等の損害並びに入居物件・日常生活に関わる賠償責任の補償を取り扱っております。

当社は、お客さまに「安心」をご提供し、豊かな生活の創造に貢献することを使命と考えております。

全国宅地建物取引業協会連合会の賛助会員として消費者保護に努め、この分野のオピニオンリーダーを目指してまいります。

株式会社宅建ファミリー共済
代表取締役社長 笠間 雅夫

～経営理念～

お客さまに「安心」をご提供し、豊かな生活の創造に貢献してまいります。

お客さまの保護を第一と考え、健全な経営を行います。

お客さまのニーズを反映したより良い商品・サービスの提供に向けた最善の努力を行い、公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会会員が行う良質な住宅の提供に貢献してまいります。

～シンボルマークについて～

宅建協会のシンボルマークである「ハト」をモチーフにして、四葉のクローバーは、お客さまの幸福な生活を、緑の色は、お客さまの希望や企業の成長を表現しています。



宅建ファミリーグループについて

宅建ファミリーグループは、(株)宅建ファミリーホールディングス・(株)宅建ファミリー共済・(株)宅建ファミリーパートナー・(株)TF ビジネスサービスで構成するグループです。

グループ各社は、宅建協会会員(全国に約10万社)の業務支援を目的に設立しました。

宅建ファミリーグループは、お客さまに「安心」をご提供し、宅建協会会員が行う良質な住宅供給の一助となることで、社会に貢献してまいります。

株式会社

宅建ファミリーホールディングス

事業の内容 少額短期保険持株会社としてのグループ子会社の経営管理

資 本 金 100百万円

設 立 2018年11月1日

株式会社

宅建ファミリー共済

事業の内容 少額短期保険業

資 本 金 100百万円

設 立 2007年4月2日

株式会社

宅建ファミリーパートナー

事業の内容 少額短期保険業

資 本 金 230百万円

設 立 2019年12月2日

株式会社

TF ビジネスサービス

事業の内容 少額短期保険代理業 等

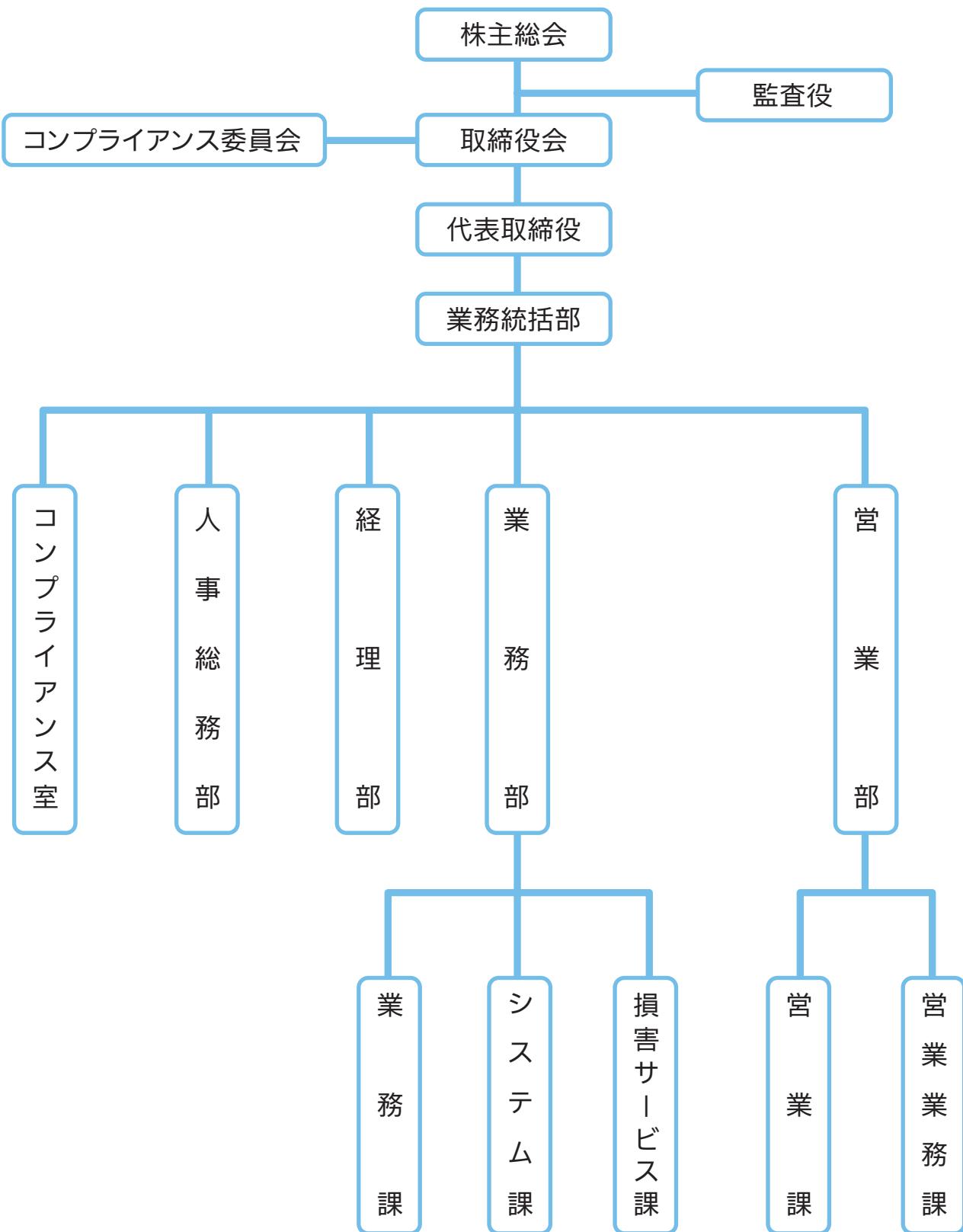
資 本 金 10百万円

設 立 2022年7月1日

※2025年7月1日現在

1. 当社の概況および組織に関する事項

(1) 経営の組織(2025年7月1日現在)



(2)所在地(2025年7月1日現在)

本社	東京都千代田区九段北3-2-11 住友不動産九段北ビル7階
----	-------------------------------

(3)株式の状況(2025年7月1日現在)

- ①発行可能株式総数 8,000株
 ②発行済株式の総数 2,000株
 ③株主数 1名

(4)主要な株主の状況(2025年7月1日現在)

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社宅建ファミリーホールディングス	2,000株	100%

(5)役員の状況(2025年7月1日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職
笠間 雅夫	代表取締役社長	株式会社宅建ファミリーホールディングス 代表取締役社長
神田 雅彦	専務取締役	該当事項はありません。
岩瀬 健	取締役	株式会社宅建ファミリーホールディングス 専務取締役
貴島 和紀	監査役	株式会社宅建ファミリーホールディングス 監査役

2. 当社の主要な業務の内容

(1) 取扱商品

当社では、賃貸物件を取り巻く各種の危険を補償する以下の商品を取り扱っております。

【新住宅用賃貸総合補償保険 宅建ファミリー 新すまいの保険ワイド】

【住宅用賃貸総合補償保険 宅建ファミリー すまいの保険プラスワン】

〔家財補償〕

- 火災、落雷、風災、水災、盗難等による家財の損害を
補償いたします。



〔賠償責任補償〕

- 住宅が火災等により損壊し、住宅の貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償いたします。
- 日常生活に起因する法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償いたします。

〔住宅内入居者死亡費用補償〕(特約)

- 特約がセットされ特殊清掃費用、遺品整理費用を補償いたします。

【新住宅用賃貸総合補償保険 宅建ファミリー 新すまいの保険】

【住宅用賃貸総合補償保険 宅建ファミリー すまいの保険】

住宅内入居者死亡費用補償(特約)が付帯されない
プランです。

(※)新すまいの保険では一部特殊清掃費用を補償いたします。



【新事業用賃貸総合補償保険 宅建ファミリー テナントの保険】

【事業用賃貸総合補償保険 宅建ファミリー ビジネスの保険】

〔設備・備品等補償〕

- 火災、落雷、風災、水災、盗難等による事業用の設備・
備品等の損害を補償いたします。



〔賠償責任補償〕

- 事務所、店舗等の物件が火災等により損壊し、物件の貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担した
場合に補償いたします。
- 対象施設の管理上の過失および業務遂行上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負担した場合
に補償いたします。

(2) 保険の募集方法について

当社では、当社と代理店委託契約を締結した代理店が保険募集を行っております。保険募集に従事する者は、当社が取り決めた一定の教育を終了後、一般社団法人 日本少額短期保険協会が行う少額短期保険募集人試験に合格した者としております。

保険の募集に当たっては、保険の概要や注意を喚起すべき内容に関して、書面の交付および説明を行い、保険申込みをされるお客様のご意向を十分に確認したうえで、適切な内容の保険にご加入いただくことに努めております。

3.当社の主要な業務に関する事項

(1)第18期(2024年度)の事業の概況

2024年度の保険料は2,925百万円(+52百万円)、保険金は770百万円(▲157百万円)、事業費は1,908百万円(+61百万円)となりました。以上のことから、経常利益は101百万円(▲15百万円)、当期純利益は72百万円(▲10百万円)となりました。

当社では、自然災害(台風や寒波等)ならびに孤独死(特殊清掃費用や遺品整理費用)等を原因とする損害率の悪化が続いておりましたが、2022年11月の商品販売方針の変更(新規の契約を「新住まいの保険ワイド」に一本化)等の効果により、2024年度では損害率が改善傾向にあります。さらに、2025年10月に発売する新商品(2025年10月1日以降に保険期間が開始する契約)により、損害率の適正化が見込まれます。

営業部門では、株式会社宅建ファミリーパートナーと協働して施策を実施してまいりましたが、当社は東日本エリアを担当して、適正な保険募集を通じた消費者保護の重要性に鑑み、新規代理店獲得と代理店教育のバランスを念頭に活動いたしました。代理店教育は、研修教材による自主学習や動画ビデオによるオンライン研修を中心に実施いたしました。

また、不動産DXの進展への対応として新たな募集スキーム(非対面募集等)や営業エリアに応じて家賃保証会社と連携した保険料収納の仕組みを積極的に案内し代理店事務支援に注力したほか、本業支援として「MOSオンライン講座優待サービス」や一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会が制度運営する「オーナーズバリューサポート」を紹介する等、代理店の皆さまの業務全般のサポートを目指して取り組んでまいりました。

2024年度第3四半期以降は、新商品発売に関する代理店の皆様などへの周知活動の準備を行い、2025年4月より本格的な周知活動を開始しております。

商品開発・業務部門では、新商品開発や販売手法等の検討を「商品・販売政策検討プロジェクトチーム」を組織して継続的に行ったほか、保険システムの統合や代理店事務の利便性向上を目的としたシステム開発等について「システム開発検討プロジェクトチーム」を組織して、順次リリースを開始しております。

人事総務部門では、組織力の向上ならびに社員育成スキル強化等を主眼とした「各部門担当者向けのマネジメント力向上研修」および管理者向けに対話を通じた信頼関係の構築を目的とした「1on1マニュアル」の試行実施をしました。また、業容拡大に伴う人員採用・配置を展開し、お客様ならびに代理店の皆さまに信頼される社員の育成および体制づくりに努めました。

※()内の数値は対前年度増減額です。

(2)直近の事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:千円)

区分	2022年度	2023年度	2024年度 (当期)
経常収益	5,965,933	5,670,764	5,615,225
経常利益(または経常損失)	204,448	116,591	101,153
当期純利益 (または当期純損失)	149,004	83,079	72,097
資本金の額 (発行済株式の総数)	100,000 2,000株	100,000 2,000株	100,000 2,000株
純資産額(保険業法第272条の4第1項第3号の額)	1,947,563	2,008,659	2,058,826
総資産額	3,577,629	3,696,961	3,674,131
責任準備金残高	491,299	489,296	499,181
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	2,653.1%	4,049.7%	4,172.2%
配当性向	20.1%	33.7%	41.6%
従業員数	34名	35名	36名
正味収入保険料	253,677	264,969	267,827

(3)直近の2事業年度における業務の状況

1. 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位:千円)

種目	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	264,969	100.0%	267,827	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	264,969	100.0%	267,827	100.0%

*正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものです。

② 元受正味保険料

(単位:千円)

種目	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	2,689,475	100.0%	2,748,831	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	2,689,475	100.0%	2,748,831	100.0%

*元受正味保険料とは、元受保険料から解約返戻金等を控除したものです。

③支払再保険料

(単位:千円)

種 目	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	2,424,505	100.0%	2,481,003	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合 計	2,424,505	100.0%	2,481,003	100.0%

*支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金を控除したものです。

④保険引受利益

(単位:千円)

種 目	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	116,567	100.0%	70,555	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合 計	116,567	100.0%	70,555	100.0%

*保険引受利益とは、保険の引受に伴い生じた利益であり、保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係わる事業費を控除し、その他の保険引受に係る収支を加味したものです。

⑤正味支払保険金

(単位:千円)

種 目	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	99,848	100.0%	82,851	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合 計	99,848	100.0%	82,851	100.0%

*正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金等から再保険契約に基づく回収再保険金を控除したものです。

⑥元受正味保険金

(単位:千円)

種 目	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	928,053	100.0%	770,710	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合 計	928,053	100.0%	770,710	100.0%

*元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受契約に係わる求償等により回収した金額を控除したものです。

⑦回収再保険金

(単位:千円)

種 目	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	828,205	100.0%	687,858	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合 計	828,205	100.0%	687,858	100.0%

2. 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金

該当事項はありません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

種 目	2023年度			2024年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災・家財保険	37.7%	78.8%	116.5%	30.9%	97.1%	128.0%
その他の保険	—	—	—	—	—	—
合 計	37.7%	78.8%	116.5%	30.9%	97.1%	128.0%

*正味損害率=正味支払保険金等／正味収入保険料

*正味事業費率=保険引受に係わる正味事業費／正味収入保険料

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

種 目	2023年度			2024年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災・家財保険	29.8%	66.2%	95.9%	29.5%	70.5%	100.0%
その他の保険	—	—	—	—	—	—
合 計	29.8%	66.2%	95.9%	29.5%	70.5%	100.0%

*発生損害率=出再控除前の発生保険金等／(出再控除前の既経過保険料－発生解約返戻金等)

*事業費率=事業費／(出再控除前の既経過保険料－発生解約返戻金等)

*合算率=発生損害率+事業費率

*出再控除前の発生保険金等=支払保険金等+出再控除前の支払備金積増額

*出再控除前の既経過保険料=元受保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

④ 出再を行った再保険会社の数

2023年度	2024年度
3社	4社

⑤ 出再を行った再保険会社のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2023年度	2024年度
100%	100%

⑥ 支払再保険料の格付ごとの割合

格付区分	2023年度	2024年度
AA+ S&P	21.5%	0.1%
AA- S&P	—	59.9%
A S&P	59.1%	40.0%
—	19.4%	0.1%

⑦ 未収再保険金の額

(単位:千円)

項目	年度	2023年度	2024年度
火災・家財保険		118,185	125,819
その他の保険		—	—
合 計		118,185	125,819

3. 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位:千円)

項目	年度	2023年度	2024年度
火災・家財保険		36,502	39,103
その他の保険		—	—
合 計		36,502	39,103

② 責任準備金

(単位:千円)

項目	年度	2023年度	2024年度
火災・家財保険		489,296	499,181
その他の保険		—	—
合 計		489,296	499,181

③ 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

(単位:千円)

項目	年度	2023年度	2024年度
利益準備金		100,000	100,000
任意積立金		—	—

④ 損害率の上昇に対する経常利益の変動

項目	年度	2023年度	2024年度
損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。		
計算方法	正味既経過保険料×1%		
経常利益の減少		2,750千円	2,660千円

4. 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位:千円)

項目	年度	2023年度		2024年度	
		金額	構成比	金額	構成比
現預金		2,138,897	57.9%	2,199,814	59.9%
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
運用資産計		2,138,897	57.9%	2,199,814	59.9%
総資産		3,696,961	100.0%	3,674,131	100.0%

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位:千円)

項目	年度	2023年度		2024年度	
		金額	利回り	金額	利回り
現預金		5	0.0%	130	0.0%
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
小計		5	0.0%	130	0.0%
その他		—	—	—	—
合計		5	—	130	—

*利回りは、運用収益／運用資産平均残高で算出しております。

③ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当事項はありません。

④ 保有有価証券利回り

該当事項はありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はありません。

5. 責任準備金の残高の内訳

(単位:千円)

項目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合計
		普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	
火災・家財保険		303,594	195,587	—	499,181
その他の保険		—	—	—	—
合計		303,594	195,587	—	499,181

4. 当社の運営に関する事項

(1) お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当社は、顧客本位の業務運営を定着・実行するため、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を制定しております。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

株式会社宅建ファミリー共済(以下「当社」)は、「お客さまに『安心』をご提供し、豊かな生活の創造に貢献してまいります」「お客さまの保護を第一と考え、健全な経営を行います」「お客さまのニーズを反映したより良い商品・サービスの提供に向けた最善の努力を行い、公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会会員が行う良質な住宅の提供に貢献してまいります」という経営理念を掲げています。

当社は、この理念に基づき、お客さま本位の業務運営を実現すべく、本方針を定めます。

方針1 お客さまの声を経営に活かす取組み

当社は、お客さまの声を前向きかつ積極的に受け止め、迅速・公平かつ適切な対応を行うとともに、お客さまの視点で適切な業務運営を確立していくための絶好のチャンスと受け止め、商品・サービスの品質向上に努めます。

方針2 お客さまニーズに応える商品・サービスの提供

当社は、お客さまに「安心」をご提供し、豊かな生活の創造に貢献するために、お客さまのニーズを反映した商品・サービスを開発し、お届けするよう努めます。

方針3 重要な情報のわかりやすい提供

当社は、お客さまのご意向にそった保険商品をご選択いただけるよう、お客さま目線に立ったわかりやすい募集ツールの作成に努めます。

方針4 お客さまの視点に立った保険金お支払い業務

当社は、保険金のお支払い業務が保険会社の最も重要な機能の一つであることを深く認識し、迅速かつ適正に保険金をお支払いするよう努めます。

方針5 利益相反の適切な管理

当社は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引の把握および管理に努めます。

方針6 お客さま本位の動機付けに向けた枠組み

当社は、従業員や代理店に対してこれまで掲げてきた取組みを推進するために有用な枠組みを定め、継続的に実施してまいります。

(2) 内部統制基本方針

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制基本方針」を制定しております。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに株式会社宅建ファミリーホールディングス(以下「親会社」との間で締結された経営管理契約等に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制基本方針を以下のとおり定める。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスの基本となる「コンプライアンス規程」を定め、職務の執行に当たっては法令および定款とともにこれを遵守することを徹底する。
- (2) 当社は、会社全体の横断的なコンプライアンス体制を整備するため、コンプライアンス委員会を設置する。
- (3) 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当要求等の拒絶等を徹底する。
- (4) 当社は、「内部監査規程」を定め、被監査部門から独立した親会社の内部監査部門による内部監査の実施等、内部監査について実効性のある体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等を、適切に保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「リスク管理規程」を定め、管理しなければならないリスクを明らかにするとともに、リスク管理に関する方針および体制を定める。
- (2) 「リスク管理規程」において管理対象としたリスクについて所管する当社の各部室が第一義の管理責任を負い管理するとともに、親会社に設置したリスク管理を統括する部署がリスクの管理状況を監視することにより牽制機能を発揮する。
- (3) 当社は、リスクをタイムリーかつ網羅的に特定したうえで、適切なリスク管理を行うために、毎年リスクアセスメントを実施し、リスク管理の状況について親会社に設置するリスク・コンプライアンス委員会に報告するとともに当社の取締役会で確認する。
- (4) リスク管理上の問題点が発見された場合、その内容に応じて、リスク管理を統括する部署・取締役会において適切な対策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を開催し、取締役間における意思疎通・情報共有を促進するとともに、取締役会における適切な意思決定を行う。
- (2) 当社は、宅建ファミリーグループの中期事業計画に基づき毎年、事業計画を策定し、当該計画の実施状況について、取締役会において適時に検討・報告し、遂行状況の確認を行うとともに、これを親会社に報告する。
- (3) 親会社が定めた「グループ経営会議規則」に基づき、親会社およびグループ会社の取締役、執行役員などで構成するグループ経営会議において、経営上の重要事項について協議・報告を行う。

- (4) 当社は、取締役の担当業務を明確にし、相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- (5) 業務の簡素化、明確化、適切な組織構築および情報システムの適切な利用を通じて業務の効率化を推進する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、役員および従業員が遵守すべきコンプライアンスの基本となる「コンプライアンス規程」を定め、「行動規範」を示すとともに、各部室長をコンプライアンス責任者とし、各部室のコンプライアンス推進に関し、中心的な役割を果たすことを定める。
- (2) 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する規程の整備ならびに研修の実施等により、従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (3) 当社は、内部監査体制を整備し、各部室における業務遂行状況を適切に把握するとともに、適時適切な助言および勧告等を行う。

6. 宅建ファミリーグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社との間で締結した経営管理契約に基づき、重要事項の決定等について、事前協議を行うとともに、業務等の遂行状況等を報告することにより情報を共有し、業務執行の適正を確保することに努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員の中から、監査役の職務を補助するための適切な者を配置する。
- (2) (1)に基づき配置された従業員は、監査役の命を受けた業務および監査を行ううえで必要な補助業務に従事し、必要な情報を収集する権限を有する。
- (3) (1)に基づき配置された従業員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、事前に監査役の同意を得て行う。

8. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および従業員が会社の信用または業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役に当該事項を報告する。
- (2) 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役および従業員に対して隨時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
- (3) 当社は、監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役が取締役、従業員、保険計理人との間で相互に意思疎通を図るための体制を整備する。また、必要に応じて弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
- (2) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払等があったときは、その費用または債務を処理する。ただし、監査役はその費用の支出にあたっては、その適切性等を検証しなければならない。

(3)リスク管理態勢

株式会社宅建ファミリーホールディングスと当社を含めた傘下企業各社で構成する宅建ファミリーグループが経営目標を達成するために管理しなければならないリスクを明らかにするとともに、それらのリスクの管理に関して、グループ企業各社の全役員・従業員が共通に認識しておかなければならぬ、基本的な事項を定めた「リスク管理規程」を制定しております。

<リスク管理の基本方針>

宅建ファミリーグループの一員である当社は、少額短期保険会社として、事業の安定性と信頼性を確保するため、以下の主要なリスクを包括的かつ適切に管理することを基本方針とします。これにより、予測されるリスクに対して迅速かつ効果的な対応を行い、損失の最小化および顧客・関係者へのサービスの安定的な提供を図ります。

<主な管理対象リスク>

①保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

②資金繰り及び流動性リスク

保険料収入等の状況により、資金繰りが悪化し、保険金や解約返戻金、債務等への支払が困難になるリスクや市場の混乱・低迷等により通常より著しく不利な価格・金利による資金調達を余儀なくされることによって損失を被るリスクをいいます。

③事務リスク

役員・従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

④システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や当社が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や当社が損失を被るリスクをいいます。

⑤コンプライアンスリスク

法令や当社が制定している業務上の諸規則等を遵守しなかったことにより当社が損失を被るリスクをいいます。

⑥事故・災害リスク

地震・風水害などの自然災害、火災・その他の事故により、人命、建物他に多大なる損害が生じ、グループの事業活動に重大な影響を受けることで被るリスクをいいます。

<報告体制>

グループ企業各社の各部室は、所管業務に係るリスクについて、第一義の管理責任を負いますが、担当する職務に係るリスクが発生(変動)または存在することを認識したときは次のように報告して対応します。

- ①直属上位管理職位者(管理職位者には課長を含む。以下、同じ。)を通じ、各部室長および担当取締役に報告し、リスク対応の指示を受けます。
- ②グループ企業各社の各部室長は、部下とともに適切にリスクの管理を行うとともに、適時適切にグループリスク・コンプライアンス統括室(株式会社宅建ファミリーホールディングスに設置)に必要事項を報告し、以後のリスク対応についての指示を受けます。
- ③グループリスク・コンプライアンス統括室は、リスク管理状況について、必要と認められる事案があった場合はリスク・コンプライアンス委員会(株式会社宅建ファミリーホールディングスに設置)に報告します。
- ④グループリスク・コンプライアンス統括室は、重要な事案が生じた場合は当社および株式会社宅建ファミリーホールディングスの取締役会に報告します。

また、「リスク管理規程」の趣旨を踏まえ、グループ企業各社の各部室は、環境変化が加速する中、リスクをタイムリーかつ網羅的に特定した上で、コントロールし、適切なリスク管理態勢を構築するため、リスクアセスメントを実施し、その結果をグループ企業各社の取締役会に報告しています。

<再保険について>

当社では、リスク管理の方策のひとつとして、再保険を行っております。再保険とは、保険会社が引き受けた保険契約上の責任の一部を他の保険会社に移すことにより、危険の分散化・平準化を行うことです。

①再保険を付す際の方針

再保険の実施にあたっては、当社の経営の健全性の維持・資本効率の向上・事業収益の安定を目的として、保険業法等の法令に基づき、適切なリスクの分散と平準化を確実かつ効率的に運営・管理することを基本としております。

②再保険の出再先

再保険の出再先は以下のとおりです。

再保険会社名：トーア再保険株式会社

Newline Group

再保険の出再先の選定にあたっては、以下の考え方を基本としております。

- ・安定したリスク移転の実行のため、出再先が健全な財務体質を有していること。
- ・リスクの集中を排除する観点から、複数の再保険先に出再すること。
- ・収益性の維持と継続的なリスク移転のため、適正な再保険料率による出再が行えること。

③再保険の内容

再保険期間を1年とする比例再保険により行っております。

④集積リスクに対する考え方

大規模地震や巨大台風などの巨大災害の発生は、当社の経営に大きな影響を与える可能性があります。巨大災害などの集積したリスクの発生に備えて再保険契約により保険責任の一定割合を移転しており、巨大災害が発生した場合においても当社が自ら負担する支払責任額は、純資産の額に比較して十分に低い額となるよう管理・統制しております。

(4) 法令等遵守(コンプライアンス)の態勢

当社では、全社的にコンプライアンスを推進していくために、コンプライアンス委員会を設置し、併せてコンプライアンス規程を制定しております。

コンプライアンス規程 前文

コンプライアンスに関する社会の要請は、ますます高まってきており、株式会社宅建ファミリーホールディングス(以下「持株会社」と傘下の企業各社(以下「子会社」)で構成する宅建ファミリーグループ(以下「グループ」)はこの時代の要請に積極的に応えていかなければならない。

このような認識のもと、高い倫理観と合理的な判断に基づき、公正かつ誠実に行動することを決意し、ここにコンプライアンス規程を制定する。

グループ企業各社の役員、社員、派遣社員、受入出向社員は、この規程の理念が具体的行動になって生かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(5) 「お客さまの声」の管理態勢(「指定紛争解決機関(指定ADR機関)」のご案内)

当社では、「お客さまから寄せられる様々な声を、前向きかつ積極的に受け止め、迅速・公平かつ適切な対応を行うことにより、お客さまサービスの向上を図る。」と規程に定め、実効性ある態勢整備に努めております。お客さまから寄せられる声を、所管する部署が一元管理して迅速な解決に努めるとともに、従業員全員が情報を共有し改善に努めることでお客さまサービスの向上を図っております。

なお、公平・中立な立場でお応えする機関として、当社が加盟する一般社団法人 日本少額短期保険協会においてもお客さまからの苦情等を受付けております。お客さまのご不満等で、当社との間で解決できない場合は、保険業法に基づく「指定紛争解決機関(指定ADR機関)」である一般社団法人 日本少額短期保険協会の下記「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

少額短期ほけん相談室(指定紛争解決機関)

TEL(フリーダイヤル): **0120-82-1144** (FAX:03-3297-0755)

受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00

受付日: 月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

(6)個人情報保護と取扱い

当社では、お客様の住所・氏名等の個人情報を、必要な範囲内で適切な方法によって取得しています。個人情報の取得や管理等について、個人情報保護規程を制定し、適正な業務態勢の構築に努めております。

お客様の個人情報のお取扱いについては、下記の個人情報保護方針を定め、当社ホームページで公表しております。

個人情報保護方針

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)」その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

当社は、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(注)以下1.～11.の各項目における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

当社は、保険契約の申込書、保険金請求書などにより、個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の業務を実施する目的および下記5.および6.に掲げる目的(以下「利用目的」)に必要な範囲を超えて利用いたしません。

- (1) 保険契約の申し込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2) 保険事故の調査(関係先への照会等を含みます)および保険金等の支払
- (3) 当社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) アンケートの実施や市場調査、データ分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究
- (7) 当社社員の採用、代理店の新設・維持管理
- (8) 問い合わせ・依頼等への対応
- (9) その他、お客様とのお取引等を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社では、次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはできません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合(下記「4. 個人データの取扱いの委託」をご覧ください。)
- (3) グループ会社※との間で共同利用を行う場合(下記「5. 個人データの共同利用」をご覧ください。)

(4) 少額短期保険会社等の間で共同利用を行う場合(下記「6. 支払時情報交換制度」をご覧ください。)

※グループ会社とは、宅建ファミリーホールディングスおよびその子会社各社をいいます。

(具体的社名については、株式会社宅建ファミリーホールディングスのホームページをご覧ください。)

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。(4)については、下記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの保守・運用等に関わる業務
- (4) 個人番号関係事務に関わる業務

5. 個人データの共同利用

上記2.(1)~(9)の利用目的および持株会社が子会社の経営管理のために、グループ会社との間で以下の通り個人データを共同利用することができます。ただし、個人番号および特定個人情報を除きます。(下記「8. 特定個人情報の取扱い」をご覧ください。)

(1) 共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ①株主の情報(氏名、住所、株式数等)
- ②当社が保有するお客様の情報(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容等)
- ③当社が保有する代理店の店主・募集人の情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報等)
- ④当社および持株会社に対して、お問い合わせ・依頼等をされた方の情報(氏名、連絡先、お問い合わせ内容等)

(2) 共同利用の個人データ管理責任者

株式会社宅建ファミリーホールディングス

6. 支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人 日本少額短期保険協会および少額短期保険業者とともに保険金等のお支払または保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とする目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

(<https://www.takken-fk.co.jp/policy/privacy.html#seido1>)

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者の社名につきましては、一般社団法人 日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

(<http://www.shougakutanki.jp/general/about/model03.html>)

7. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令等に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合

8. 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を番号法で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。また、番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか4. 9. 10. 11. をご覧ください。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データ等に関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止等の手続き

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止等に関するご請求については、下記11.お問い合わせ窓口までご連絡ください。

当社は、ご請求者がご本人(代理権が確認できる代理人を含む)であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、書面の交付による方法、電磁的記録の提供による方法、その他当社所定の方法により回答いたします。通知および開示の請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

※開示等請求手続の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

(<https://www.takken-fk.co.jp/policy/privacy.html#seido2>)

10. 個人データ等の安全管理

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号および特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応いたします。

当社の個人情報、個人番号および特定個人情報の取扱いならびに個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理措置に関するご照会・ご相談は、下記窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】



株式会社宅建ファミリー共済

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 住友不動産九段北ビル7階

フリーダイヤル **0120-0810-62**

受付時間：平日9:00～17:00(年末年始を除く)

(7)反社会的勢力への対応

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、適切かつ健全な少額短期保険業を行うために反社会的勢力に対する基本方針を定めています。

反社会的勢力に対する基本方針

宅建ファミリーグループ(以下「当グループ」)は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当グループの「コンプライアンス規程」に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めました。

1. 反社会的勢力との関係遮断

当グループは、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当グループ、当グループ従業員および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

2. 組織としての対応

当グループは、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

当グループは、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切または異例な便宜の供与を行いません。

4. 外部専門機関との連携

当グループは、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言および協力を得ることができるよう、平素より警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5. 有事における民事および刑事の法的対応

当グループは、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

(8)保険募集について

当社は、全国の宅地建物取引業協会に所属する会員企業等と代理店委託契約を締結し、賃貸物件入居者に対して保険募集を行っています。

当社では、代理店委託時の導入研修やフォロー研修により募集人の継続的な教育を行っています。

また、代理店の点検、代理店の登録内容調査などにより、適正な募集態勢の整備に努めております。

5.直近の事業年度における財産の状況に関する事項

(1)貸借対照表

(単位:千円)

科 目	期 別	第17期 (2024年3月31日現在)	第18期 (2025年3月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)			
現金及び預貯金		2,138,897	2,199,814
現金		—	—
預貯金		2,138,897	2,199,814
有価証券		—	—
国債		—	—
地方債		—	—
その他の証券		—	—
有形固定資産		137	7,574
土地		—	—
建物		70	2,462
リース資産		—	—
建設仮勘定		—	—
その他の有形固定資産		66	5,112
無形固定資産		134,496	104,679
ソフトウェア		134,432	104,652
のれん		—	—
リース資産		—	—
その他の無形固定資産		63	27
代理店貸		213,984	170,703
再保険貸		560,699	566,441
その他資産		535,397	513,569
未収金		311,585	248,547
未収保険料		—	2,910
前払費用		1,038	1,022
未収収益		1	126
預託金		84,007	85,407
仮払金		—	1,100
関係会社未収入金		63,178	84,107
関係会社貸付金		—	—
共同保険貸		75,586	90,348
その他の資産		—	—
前払年金費用		—	—
繰延税金資産		80,309	78,127
供託金		34,000	34,000
貸倒引当金		△960	△780
資産の部 合計		3,696,961	3,674,131

(単位:千円)

科 目	期 別	第17期 (2024年3月31日現在)	第18期 (2025年3月31日現在)
		金 額	金 額
(負債の部)			
保険契約準備金		525,798	538,285
支払備金		36,502	39,103
責任準備金		489,296	499,181
代理店借		26,748	32,692
再保険借		642,800	647,559
短期社債		—	—
社債		—	—
新株予約権付社債		—	—
その他負債		514,603	432,335
借入金		—	—
未払法人税等		7,123	7,529
未払金		88,591	128,363
未払費用		16,944	14,446
前受収益		—	—
預り金		6,138	3,262
リース債務		—	—
資産除去債務		—	—
仮受金		120,088	569
関係会社未払金		9,820	9,853
関係会社借入金		—	—
共同保険借		262,682	268,308
その他の負債		3,214	—
退職給付引当金		36,030	31,900
役員退職慰労引当金		100,191	99,686
賞与引当金		29,648	28,433
その他引当金		—	—
価格変動準備金		—	—
繰延税金負債		—	—
負債の部 合計		1,875,820	1,810,892
(純資産の部)			
資本金		100,000	100,000
新株式申込証拠金		—	—
資本剰余金		—	—
資本準備金		—	—
その他資本剰余金		—	—
利益剰余金		1,721,141	1,763,239
利益準備金		100,000	100,000
その他利益剰余金		1,621,141	1,663,239
繰越利益剰余金		1,621,141	1,663,239
自己株式		—	—
自己株式申込証拠金		—	—
株主資本合計		1,821,141	1,863,239
その他有価証券評価差額金		—	—
繰延ヘッジ損益		—	—
土地再評価差額金		—	—
評価・換算差額等合計		—	—
株式引受権		—	—
新株予約権		—	—
純資産の部 合計		1,821,141	1,863,239
負債及び純資産の部 合計		3,696,961	3,674,131

2024年度貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。
2. 貸倒引当金は、法定繰入率により計上しております。
3. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
4. 役員退職慰労引当金は、役員の退職給付に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
6. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額は、43,777千円であります。
9. 繰延税金資産の総額は、78,127千円であります。発生の主な原因別内訳は、退職給付引当金および役員退職慰労引当金35,749千円、責任準備金31,214千円、貯蔵品3,438千円であります。
10. 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	391,513千円
<u>同上にかかる出再支払備金</u>	<u>352,409千円</u>
差引	39,103千円

11. 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	3,101,068千円
<u>同上にかかる出再責任準備金</u>	<u>2,797,473千円</u>
差額（イ）	303,594千円
<u>その他の責任準備金（口）</u>	<u>195,587千円</u>
計（イ+口）	499,181千円

12. 1株当たり純資産額は、931,619円71銭であります。

13. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2)損益計算書

(単位:千円)

科 目	期 別	第17期 〔2023年4月1日から 2024年3月31日まで〕	第18期 〔2024年4月1日から 2025年3月31日まで〕
		金 額	金 額
経常収益		5,670,764	5,615,225
保険料等収入		5,510,395	5,426,498
保険料		2,873,405	2,925,909
再保険収入		2,636,989	2,500,588
回収再保険金		828,205	687,858
再保険手数料		1,638,168	1,648,600
再保険返戻金		170,616	164,129
その他再保険収入		—	—
支払備金戻入額		9,769	—
責任準備金戻入額		2,002	—
資産運用収益		5	130
利息及び配当金等収入		5	130
その他運用収益		—	—
その他経常収益		148,591	188,596
経常費用		5,554,172	5,514,071
保険金等支払金		3,707,105	3,592,921
保険金等		928,053	770,710
解約返戻金等		183,929	177,078
契約者配当金		—	—
再保険料		2,595,122	2,645,133
責任準備金等繰入額		—	12,487
支払備金繰入額		—	2,601
責任準備金繰入額		—	9,885
資産運用費用		—	—
事業費		1,847,067	1,908,651
営業費及び一般管理費		1,818,014	1,891,253
税金		4,644	2,279
減価償却費		14,962	19,754
退職給付引当金繰入額		9,446	△4,635
その他経常費用		—	11
経常利益		116,591	101,153
特別利益		—	—
負ののれん発生益		—	—
特別損失		—	—
固定資産処分損		—	—
価格変動準備金繰入額		—	—
その他特別損失		—	—
契約者配当準備金繰入額		—	—
税引前当期純利益		116,591	101,153
法人税及び住民税		38,688	26,873
法人税等調整額		△5,176	2,182
法人税等合計		33,512	29,055
当期純利益		83,079	72,097

2024年度損益計算書に関する注記

1. 以下の収益および費用に関する金額

- (1)正味収入保険料(保険料、再保険返戻金およびその他再保険収入の合計額から再保険料および解約返戻金等の合計額を控除した金額)は、267,827千円です。
- (2)正味支払保険金(保険金等から回収再保険金を控除した金額)は、82,851千円です。
- (3)支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額は、23,579千円です。
- (4)責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は、41,723千円です。
- (5)利息及び配当金等収入の資産源泉別内訳は、すべて預金であります。

2. 1株当たり当期純利益は、36,048円93銭であります。

3. 退職給付引当金繰入額には、役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。

4. 関連当事者との取引

(単位:千円)

	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	科目	取引金額 ^(注1)
親会社の子会社	㈱宅建ファミリー パートナー	—	共同保険に係る関連業務 委託契約	関係会社業務 委託費 ^(注2)	178,800

(注1)取引金額には消費税等を含めております。

(注2)合理的な基準に基づく共同保険に係る業務委託契約によっております。

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3)キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第17期 〔 2023年4月1日から 2024年3月31日まで〕	第18期 〔 2024年4月1日から 2025年3月31日まで〕
	金 額	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
保険料の収入	2,898,900	2,910,407	
再保険による収入	2,765,734	2,494,846	
保険金等支払による支出	△ 945,249	△ 778,466	
解約返戻金等支払による支出	△ 171,161	△ 166,856	
再保険料支払による支出	△ 2,597,128	△ 2,640,374	
事業費の支出	△ 1,644,364	△ 1,713,573	
その他	19	30,478	
小 計	306,750	136,461	
利息及び配当金等の受取額	5	5	
利息の支払額	—	—	
契約者配当金の支払額	—	—	
その他	—	0	
法人税等の支払額	△ 51,962	△ 26,467	
営業活動によるキャッシュ・フロー	254,792	109,998	
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	—	—	
有価証券の取得による支出	—	—	
有価証券の売却・償還による収入	—	—	
保険業法第113条繰延資産の取得による支出	—	—	
その他	△ 67,863	△ 19,081	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 67,863	△ 19,081	
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入	—	—	
借入金の返済による支出	—	—	
社債の発行による収入	—	—	
社債の償還による支出	—	—	
株式の発行による収入	—	—	
自己株式の取得による支出	—	—	
配当金の支払額	△ 30,000	△ 30,000	
その他	—	—	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,000	△ 30,000	
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	156,929	60,917	
現金及び現金同等物期首残高	1,481,967	1,638,897	
現金及び現金同等物期末残高	1,638,897	1,699,814	

2024年度キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. 現金及び同等物の範囲は、現金、普通預金および期間3ヶ月以内の定期預金であります。

(4) 株主資本等変動計算書

2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:千円)

	資本金	株主資本							自己 株式	株主資本 合計		
		資本剰余金			利益剰余金							
		資本 準備金	その他 資本剩 余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剩 余金	利益剰余金合計					
当期首残高	100,000	—	—	—	100,000	1,568,062	1,668,062	—	1,768,062			
当期変動額												
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△30,000	△30,000	—	△30,000			
当期純利益	—	—	—	—	—	83,079	83,079	—	83,079			
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
当期変動額合計	—	—	—	—	—	53,079	53,079	—	53,079			
当期末残高	100,000	—	—	—	100,000	1,621,141	1,721,141	—	1,821,141			

	評価・換算差額等				株式 引受権	新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計			
当期首残高	—	—	—	—	—	—	1,768,062
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△30,000
当期純利益	—	—	—	—	—	—	83,079
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	53,079
当期末残高	—	—	—	—	—	—	1,821,141

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	
	資本 準備金	その他 資本剰 余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	—	—	—	100,000	1,621,141	1,721,141	—	1,821,141
当期変動額									
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△30,000	△30,000	—	△30,000
当期純利益	—	—	—	—	—	72,097	72,097	—	72,097
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	42,097	42,097	—	42,097
当期末残高	100,000	—	—	—	100,000	1,663,239	1,763,239	—	1,863,239

	評価・換算差額等				株式 引受権	新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	緑延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計			
当期首残高	—	—	—	—	—	—	1,821,141
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△30,000
当期純利益	—	—	—	—	—	—	72,097
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	42,097
当期末残高	—	—	—	—	—	—	1,863,239

2024年度株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	2,000株	—	—	2,000株

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

2024年6月28日の定時株主総会において、以下のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
30,000千円	15,000円	2024年3月31日	2024年6月30日

注1)会社法第319条第1項の規定に基づく書面によるみなし株主総会決議を行いました。開催日は株主総会の決議があったものとみなされた日を記載しております。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月27日の定時株主総会において、以下のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
30,000千円	利益剰余金	15,000円	2025年3月31日	2025年6月30日

注1)会社法第319条第1項の規定に基づく書面によるみなし株主総会決議を行いました。開催日は株主総会の決議があったものとみなされた日を記載しております。

(5)保険金等の支払能力の充実の状況

(単位：千円)

項目	2023年度末	2024年度末
(1)ソルベンシー・マージン総額	2,581,039	2,638,893
①純資産の部合計(繰延資産等控除後の額)	1,791,141	1,833,239
②価額変動準備金	—	—
③異常危険準備金	187,518	195,587
④一般貸倒引当金	960	769
⑤その他有価証券評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	—	—
⑥土地の含み損益(85%又は100%)	—	—
⑦契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	—
⑧将来利益	—	—
⑨税効果相当額	601,419	609,297
⑩負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
⑪控除項目(一)	—	—
(2)リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2 + R_2^2] + R_3 + R_4}$	127,467	126,498
保険リスク相当額	96,904	91,733
R ₁ 一般保険リスク相当額	41,564	33,748
R ₄ 巨大災害リスク相当額	55,339	57,984
R ₂ 資産運用リスク相当額	55,184	56,200
価額変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	5,000	5,001
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	44,577	45,534
再保険回収リスク相当額	5,606	5,664
R ₃ 経営管理リスク相当額	3,041	2,958
(3)ソルベンシー・マージン比率 (1)/(1/2)×(2)	4,049.7%	4,172.2%

ソルベンシー・マージン比率とは

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(前ページの(2))に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:前ページ(1))の割合を示す指標として保険業法に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(前ページの(3))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(一般保険リスク)
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②資産運用上の危険(資産運用リスク)
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ③経営管理上の危険(経営管理リスク)
業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①、②および下記④以外のもの
 - ④巨大災害にかかる危険(巨大災害リスク)
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

(6)時価情報等

①有価証券

該当事項はありません。

②金銭の信託

該当事項はありません。



株式会社宅建ファミリー共済

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 住友不動産九段北ビル7階 TEL 03(3234)1151